

令和 7 年 1 月 吉日

各 位

株式会社ヤマニシ

管財人 鈴木 正己

更生手続終結決定に関するご報告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社の会社更生手続につきましては、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。さて、弊社は、更生債権の繰上げ弁済を実施し、この度令和 7 年 12 月 26 日、東京地方裁判所から更生手続終結決定を頂戴いたしましたので、ご報告申し上げます。

弊社は、東京地方裁判所から令和 2 年 2 月 17 日に更生手続開始決定を受け、債権者の皆様からの多大なご理解とご同意を賜り、令和 2 年 12 月 25 日付で更生計画の認可決定を頂戴いたしました。その後、自主再建による弁済を実施してまいりましたが、令和 7 年 12 月 10 日に、東京地方裁判所の許可を得て、残る第 6 回、第 7 回分割弁済分について繰上弁済を実施いたしました。更生計画に定める弁済を全て完了することができ、この度の更生手続終結決定を頂戴するに至りました。弊社の更生手続について、無事に終結決定にまで至ることができましたのは、ひとえに債権者の皆様のご理解とお取引先の皆様をはじめ関係する皆様の多大なるご配慮とご支援の賜物でございます。ここに謹んでご報告申し上げるとともに、厚く御礼申し上げます。

弊社は、今後、創業 105 年の歴史を途絶えさせることなく永続していくために、更なる経営基盤・事業基盤の強化を図っていく所存です。今後とも、倍旧のご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具